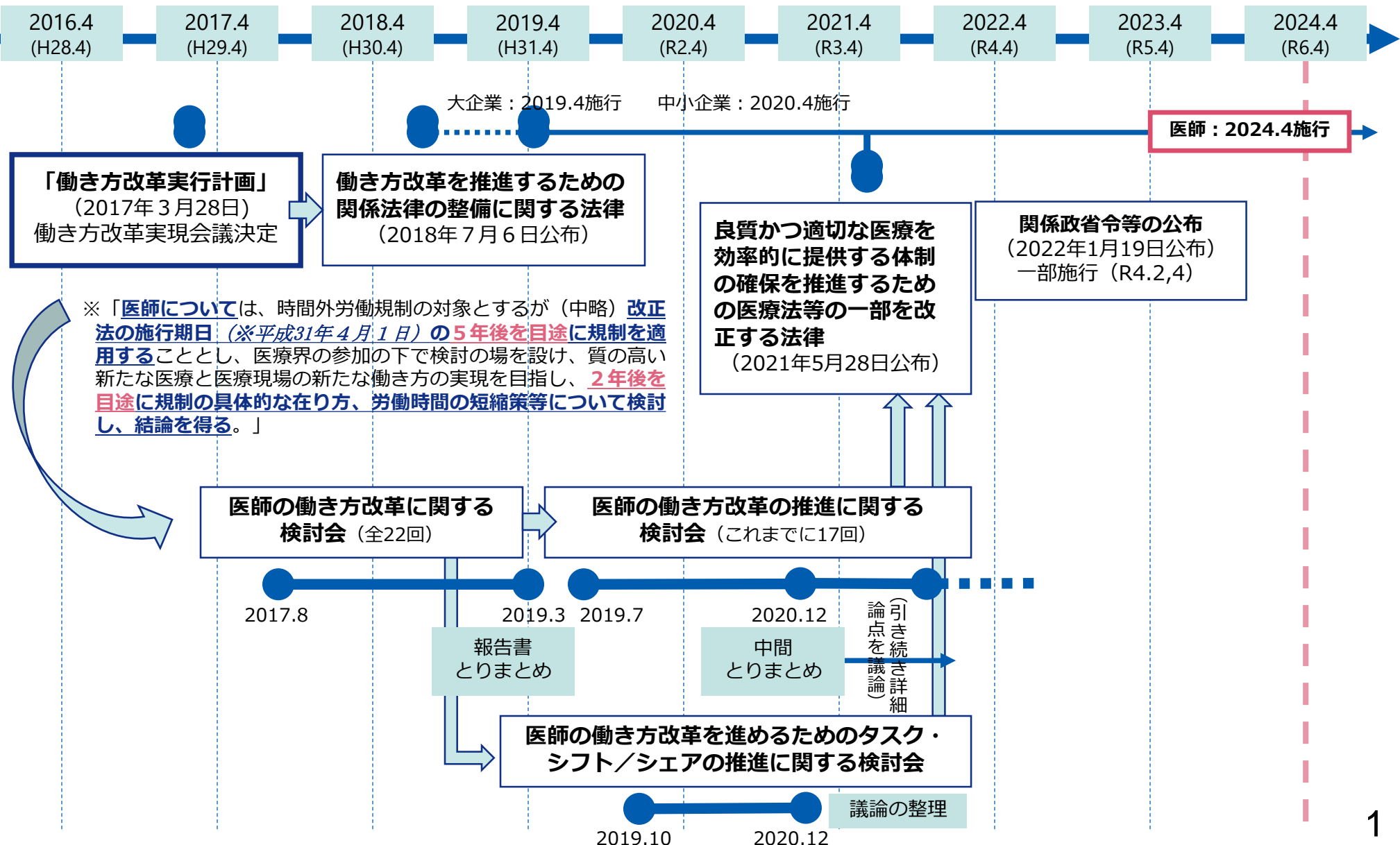


医師の働き方改革の議論の進捗



- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） **法改正で対応**

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

| 医療機関に適用する水準 | 年の上限時間 | 面接指導 | 休息時間の確保 |
|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| A （一般労働者と同程度） | 960時間 | 義務 | 努力義務 |
| 連携B （医師を派遣する病院） | 1,860時間 | | 義務 |
| B （救急医療等） | ※2035年度末を目標に終了 | | |
| C-1 （臨床・専門研修） | 1,860時間 | | |
| C-2 （高度技能の修得研修） | 1,860時間 | | |

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

特定医師の範囲

- 医師の時間外労働の上限規制は、特定医師に適用される。
- 特定医師とは、病院もしくは診療所で勤務する医師（**医療を受けるものに対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。**）または介護老人保健施設もしくは介護医療院において勤務する医師を指す。

平成31年4月（大企業）／令和2年4月（中小企業）
 一般労働者の時間外労働の上限規制が適用済み
 ⇒年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間以内



労働者

- 歯科医師
- 獣医師

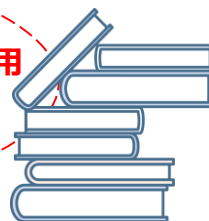
「医業に従事する医師」 （適用猶予の対象）

- 血液センター等の勤務医
- 産業医
- 大学病院の裁量労働制適用医師

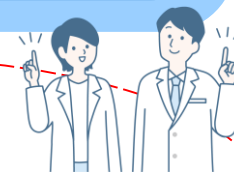
「特定医師」 （医師の上限規制の対象）

- 病院等で診療を行う勤務医
- 診療も行っている産業医

令和6年4月
 一般労働者の時間外労働の上限規制が適用
 ⇒年720時間、単月100時間未満、
 複数月平均80時間以内 など



令和6年4月
 医師の時間外労働の上限規制が適用



医師の時間外労働の上限規制（概要）

- 時間外労働の上限規制には、36協定を締結する際の上限（事業場単位の上限）である「特別延長時間の上限」と、特定医師個人に対する上限である「時間外・休日労働時間の上限」という2種類の上限がある。
- 医師の時間外労働の上限規制には、原則のA水準と、適用にあたり都道府県知事の指定が必要な特例水準がある。

| 医療機関に適用される水準 | | 特別延長時間の上限 (事業場単位の上限) | 時間外・休日労働時間の上限 (個人単位の上限) |
|--------------------|---|-------------------------|----------------------------|
| 原則 | A水準 | 月100時間未満／年960時間 | 月100時間未満／年960時間 |
| 特例水準 ⇒対象者の名簿を作成 | 連携B水準 (医師派遣を行う病院) ⇒自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、副業・兼業をした場合、年1,860時間まで時間外・休日労働させることができる | 月100時間未満／年960時間 | 月100時間未満／年1,860時間 |
| | B水準 (救急医療等) | 月100時間未満／年1,860時間 | 月100時間未満／年1,860時間 |
| | C水準 (臨床・専門研修) (高度医療の修得研修) | 月100時間未満／年1,860時間 | 月100時間未満／年1,860時間 |



※月100時間未満の上限については、面接指導による例外あり

B水準指定



A水準



A水準



B水準



B水準



A水準



B, C-1, C-2水準指定



C-2水準



A水準



B水準



C-2水準



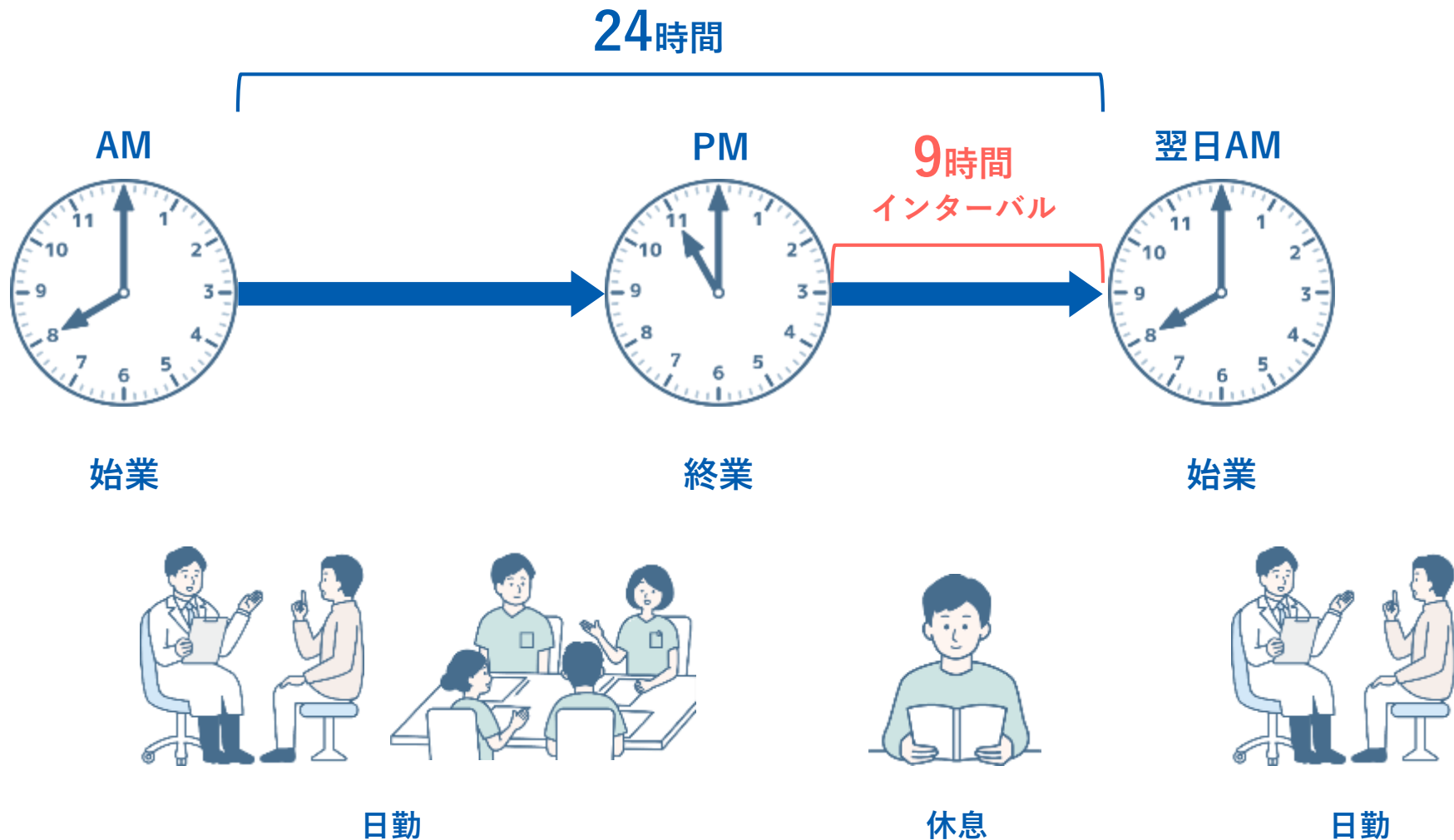
C-1水準



※医療機関が都道府県に水準の指定申請をします。

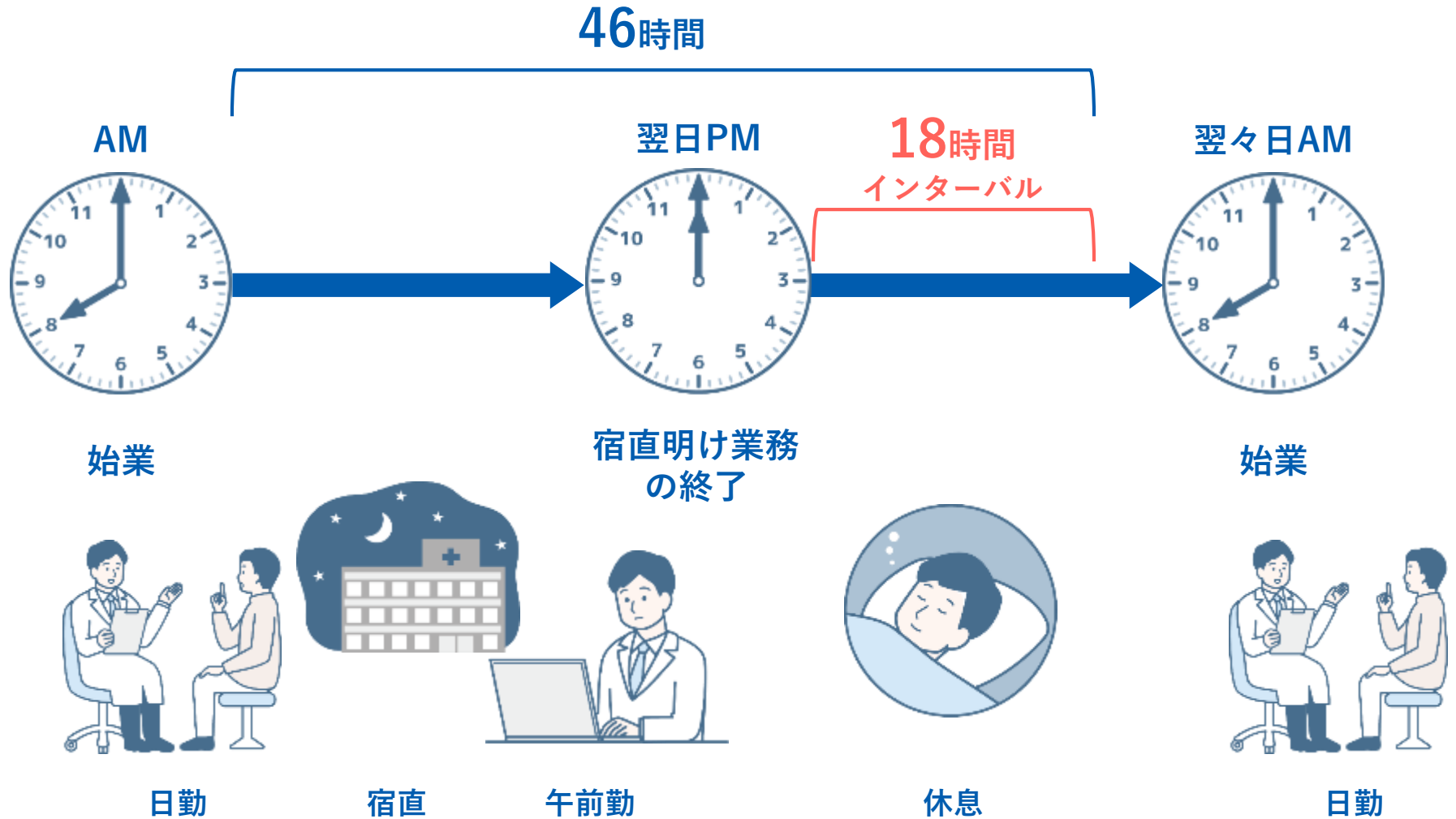
※指定を受けた場合でも、医療機関の医師全員が連携B・B・C水準となるわけではありません。

勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ



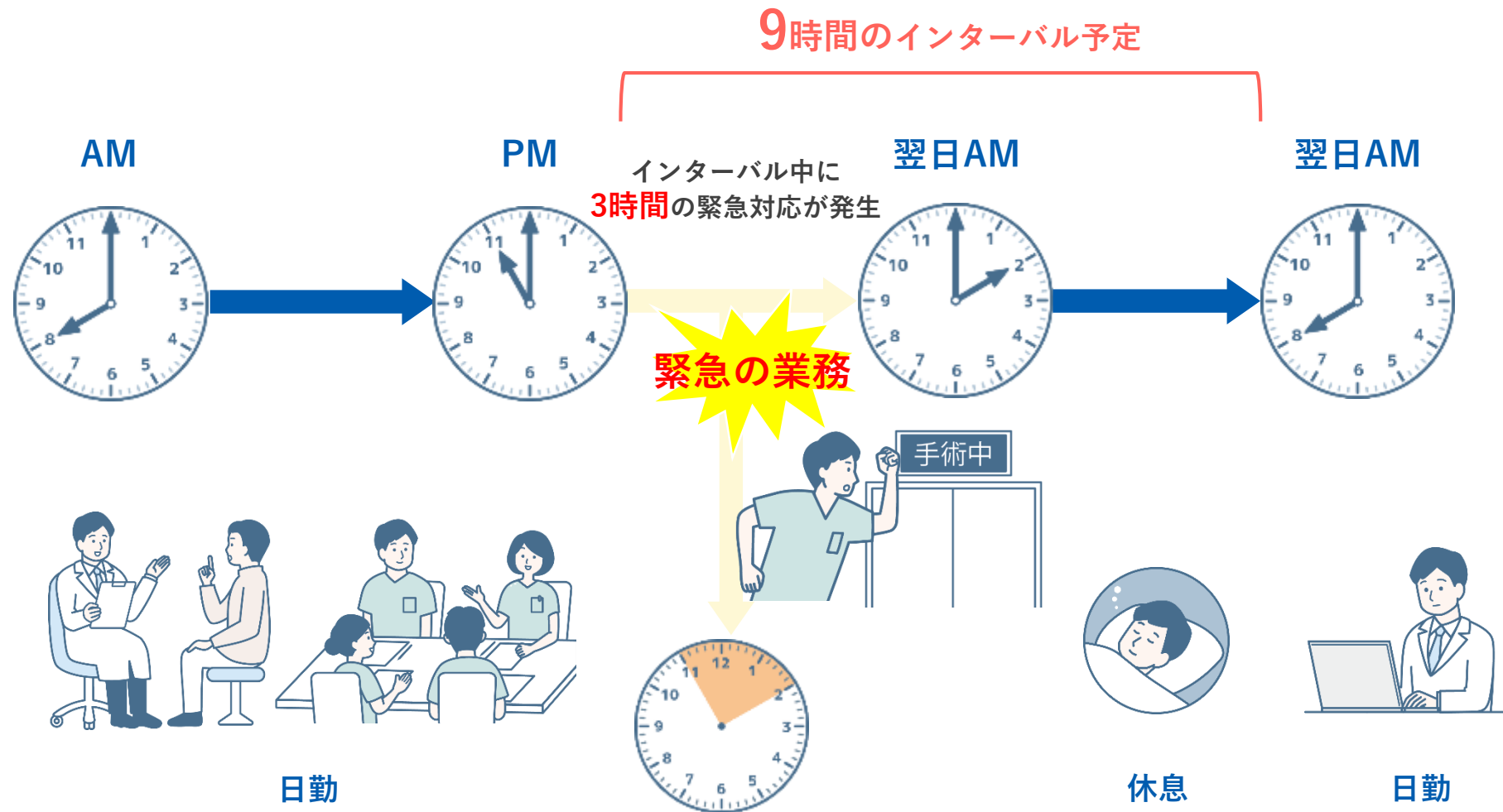
※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ



※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

休息中でも、緊急の業務が発生した場合は対応が可能です。
このような場合には、代償休息が与えられます。



この3時間分の代償休息は**翌月末まで**に与えられます。

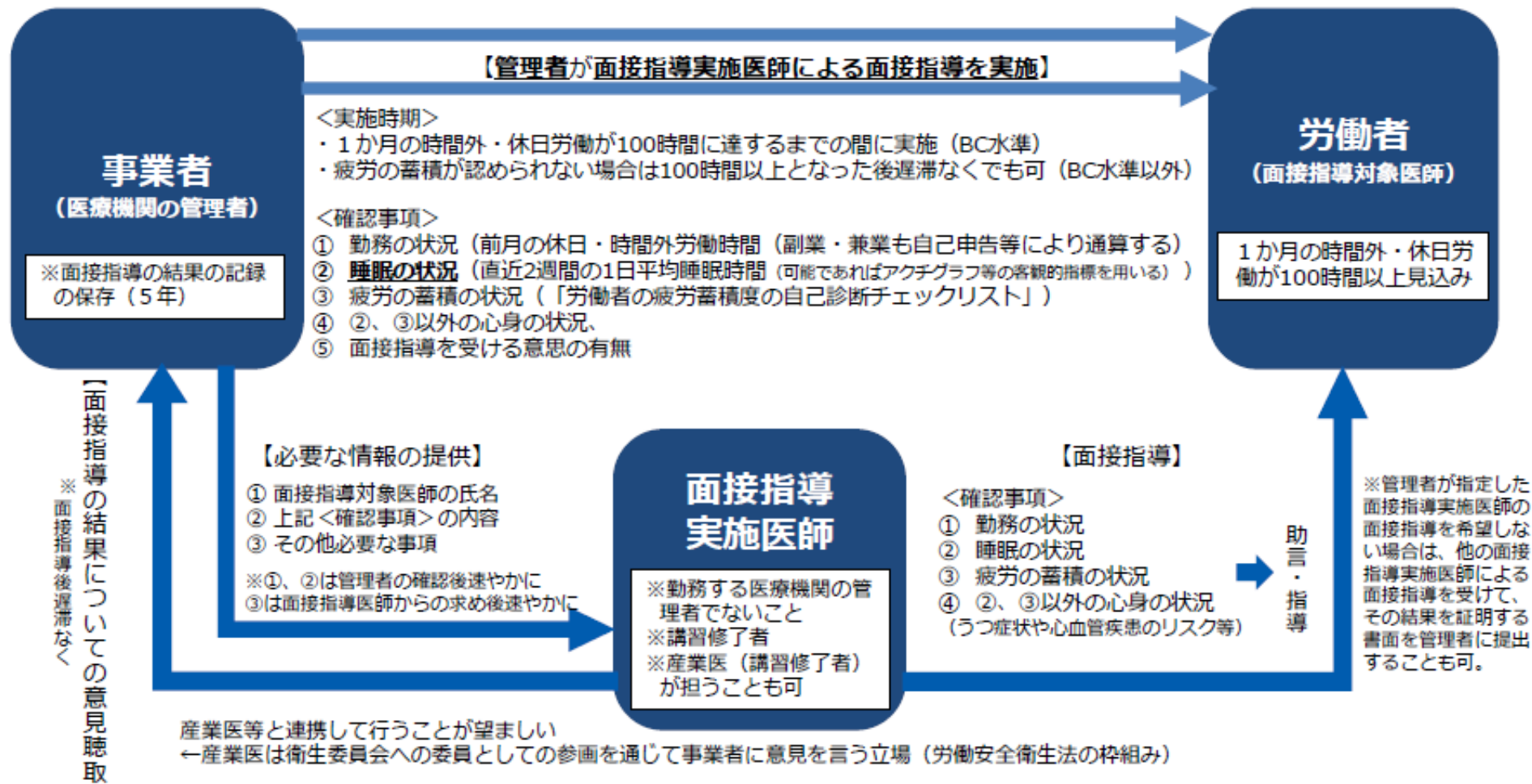
全水準義務

厚生労働省作成
(一部改変)

1か月の時間外・休日労働が**100時間以上**となることが見込まれる医師が面接指導の対象となります。

【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく**労働時間短縮のために必要な措置**を講じなければならない。



B C水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

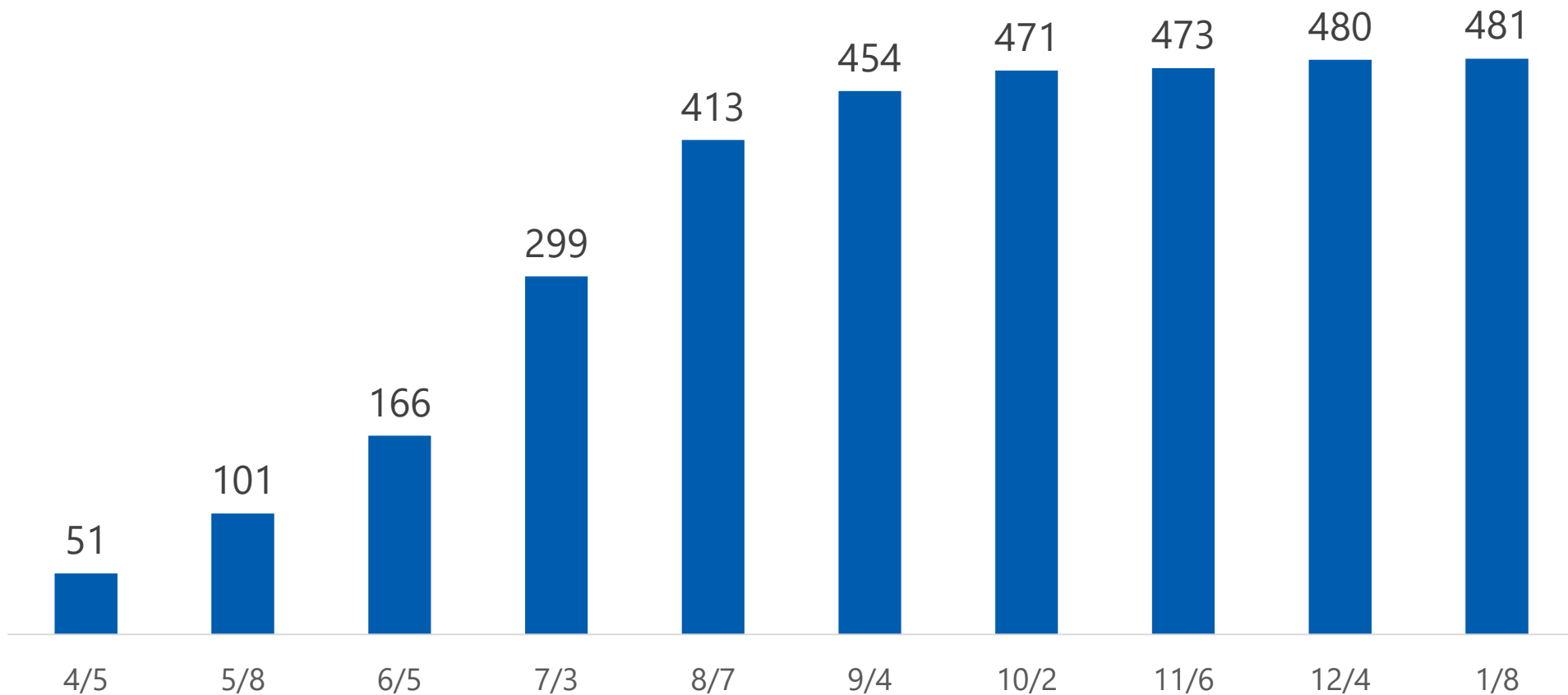
C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

医療機関勤務環境評価センター 受付状況



(センター公表資料を基に作成)

医療機関勤務環境評価センターの都道府県別受付状況（カッコ内は病院数）

| | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|-----------|
| 北海道 | 23(539) | 石川県 | 3(91) | 岡山県 | 5(159) |
| 青森県 | 6(93) | 福井県 | 2(67) | 広島県 | 10(235) |
| 岩手県 | 5(92) | 山梨県 | 2(60) | 山口県 | 3(141) |
| 宮城県 | 11(136) | 長野県 | 8(126) | 徳島県 | 3(106) |
| 秋田県 | 2(66) | 岐阜県 | 14(97) | 香川県 | 2(89) |
| 山形県 | 3(67) | 静岡県 | 16(170) | 愛媛県 | 2(134) |
| 福島県 | 10(124) | 愛知県 | 27(319) | 高知県 | 5(122) |
| 茨城県 | 4(172) | 三重県 | 6(94) | 福岡県 | 28(454) |
| 栃木県 | 8(106) | 滋賀県 | 7(58) | 佐賀県 | 3(97) |
| 群馬県 | 5(128) | 京都府 | 13(162) | 長崎県 | 2(149) |
| 埼玉県 | 25(343) | 大阪府 | 35(509) | 熊本県 | 3(206) |
| 千葉県 | 28(289) | 兵庫県 | 22(347) | 大分県 | 4(153) |
| 東京都 | 51(635) | 奈良県 | 4(75) | 宮崎県 | 3(133) |
| 神奈川県 | 34(336) | 和歌山県 | 2(83) | 鹿児島県 | 7(234) |
| 新潟県 | 4(124) | 鳥取県 | 3(43) | 沖縄県 | 14(89) |
| 富山県 | 2(106) | 島根県 | 2(47) | 計 | 481(8205) |

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール

| | R5 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | R6 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----|-----|-----|-----|-------------|----|----|----|
| 医療機関 | 医師労働時間短縮計画（案）作成 | | | | | | 県指定後、36協定締結 | | | |
| | 県へ指定申請 (最終受付R5.12月22日(金)) | | | | | | | | | |
| 医療機関 勤務環境 評価センター | 評価センター受審 | | | | | | | | | |
| | 審査・評価（処理期間最短4か月） →医療機関・県に評価結果通知 | | | | | | | | | |
| 県 | 申請 受付 開始 | 審査（処理期間2～3か月）→指定結果を県ホームページ 等で公表 | | | | | | | | |
| 医療審議会、保健 医療対策協議会 への意見聴取 | 指定の妥当性について議論 ※保健医療対策協議会はC-1水準のみ | | | | | | | | | |

新制度開始

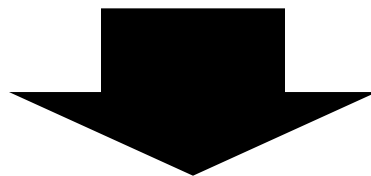
※R6.4.1～を指定有効期間として、R5年度に県の指定を受ける場合のスケジュールです。

本県の審査基準（指定要件）

1. 特例水準の業務内容
2. 時間外・休日労働時間数が年960時間を超えることがやむを得ない必要性
3. 労働時間短縮計画案の妥当性
4. 面接指導等（追加的健康確保措置）の体制整備
5. 労働関係法令の違反の有無

医療審議会でご議論いただくポイント

1. 地域の医療提供体制の確保の観点
2. 地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと



評価センターの審査結果を踏まえ

上記2点を総合的にご議論いただく

医療機関向けの調査（R4、5年度実施分）

1. 準備状況調査（令和4年7月）
調査対象：133病院（愛媛大学医学部附属病院除く）
2. 準備状況調査（令和4年9月）
調査対象：47病院
3. 産科有床医療機関を対象とした調査（令和4年11月）
調査対象：15機関
4. 特定労務管理対象機関の指定申請意向確認調査（令和5年6月）
調査対象：134病院
5. 準備状況調査（令和5年7月）
調査対象：47病院
6. 準備状況調査（令和5年11月）
調査対象：133病院（愛媛大学医学部附属病院除く）
分娩取扱有床産科診療所

県による医療機関等に対する説明・支援

1. 令和4年度愛媛県医療勤務環境改善支援セミナー
(令和5年度は2月中旬開催で調整中)
2. 令和5年度地域医療構想調整会議 計5回 (宇摩圏域除く)
3. 令和5年9月医療機関向け労働時間等説明会 計5回
(労働基準監督署単位)
4. 愛媛大学医学部事務局との協議
5. 医療機関への個別訪問
6. 愛媛県医療勤務環境改善支援センターによる個別支援

愛媛県医療勤務環境改善支援センターの活動実績

【設置の経緯】

- ・平成26年の医療法改正により、勤務環境改善が医療機関の努力義務となる（医療法第30条の19）。
- ・平成29年3月までに全都道府県で設置済。

【本県センターの概要】

- ・設置 平成28年9月
- ・受託者 日本医業経営コンサルタント協会（愛媛県支部）
- ・場所 松山市空港通1-8-16（えざき本社ビル5階）
- ・職員 医業経営コンサルタント、社会保険労務士
- ・その他 愛媛労働局の「医療労務管理支援事業」についても同協会を受託している。

愛媛県医療勤務環境改善支援センターの活動実績

| | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|----------------|-----|-----|-----|
| 対 面 (訪問・来訪) | 17 | 69 | 34 |
| 電話・メール | 10 | 66 | 52 |
| 研 修 | 5 | 10 | 0 |

※5年度は12月までの実績値

○主な相談対応

- ①宿日直許可関係
- ②医師労働時間短縮計画関係
- ③ハラスメント関係

○その他

特別支援事業（愛媛労働局委託事業）で継続しての同一医療機関を個別訪問